



# NEWS RELEASE

一般社団法人 日本IR協議会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-6-6 MIFビル9階  
Tel 03-5259-2676(代表) Fax 03-5259-2677 <http://www.jira.or.jp>

2017年11月20日

## 日本IR協議会

### 「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針（案） ～フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえて～」を策定

一般社団法人 日本IR協議会（会長・隅修三 東京海上ホールディングス株式会社 取締役会長）は、このほど「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針（案）～フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえて～」を策定いたしました。

本指針は、上場企業が公平・適時・適切な情報開示を継続し、株主・投資家と建設的な対話をするベストプラクティスに向けて策定するものです。2018年4月から施行予定の「フェア・ディスクロージャー・ルール」（FDルール）をひとつの契機として、①IR活動のさらなる健全な発展を図ること、②上場企業と資本市場との建設的対話の促進をより一層図ること——を目的とし、情報開示の萎縮や対話機会の縮小が引き起こされないように意識して策定しました。主な内容は以下のとおりです。

- **4つの基本原則**——①法令に基づく一貫した情報開示姿勢②建設的対話の促進③情報アクセスの公平性向上（エクイタブル・アクセス）④コーポレート・ガバナンス推進の一環としての情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）の策定——の基本原則によって、企業がどの情報をどんな機会を開示し対話すべきかを判断する一助となる考え方を示しています。
- **主要情報ごとの対応方針**——企業が資本市場に発信・公表する主要な情報ごとに、FDルールの対象となる「重要情報」に該当するか、あるいは単独では重要情報とならない「モザイク情報」と考えられるか、また、それらの情報をどのような領域で扱うことが適切かなどを示しています。
- **ベストプラクティスに向けての留意点と望ましい実務**——全体を通じて、開示と対話における留意点や企業の状況に応じて導入を検討することが望ましい実務等を具体的に示しています。

本指針（案）は、添付した冊子を参照願います。内容は「フェア・ディスクロージャー研究会」における意見交換を基にしておりますが、さらなる意見交換等によって、アップデートする可能性もございます。

**問い合わせ先：** 一般社団法人 日本IR協議会 事務局 TEL：03-5259-2676

**日本IR協議会とは：**1993年設立のIR普及を目的とする非営利団体。会員数は584（2017年11月1日現在）、主な活動はIRの研修活動、調査・研究、企業間の交流など。 <https://www.jira.or.jp>